

企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県企業局長 岩 渕 良 昭

企業局会計規程の一部を改正する規程

企業局会計規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(収入命令)</p> <p>第23条の2 [略]</p> <p>2 施設総合管理所長及び県南施設管理所長は、前条の規定により収入の調定をしたときは、<u>管理担当課長は、予算経理担当課長に対し振替票により収入命令を発するとともに、関係書類を送付しなければならない。</u></p> <p>(出納命令)</p> <p>第23条の3 予算経理担当課長は、前条第1項の規定による収入命令を受けたときは、次に掲げる事項を審査し、本庁の出納員に対し出納命令を発しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(納入通知書の発行)</p> <p>第24条 管理担当課長は予算経理担当課長が、前条の規定により出納命令を発したときは、速やかに、納入通知書を発行しなければならない。ただし、これにより難しいものは、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 管理担当課長は、納入義務者から納入通知書を亡失し、又は損傷した旨の届出を受けたときは、これを再発行しなければならない。この場合においては、当該通知書の余白に「再発行」と朱書し、更に収入票に再発行の旨を付記しなければならない。</p> <p>(収納の手続)</p>	<p>(収入命令)</p> <p>第23条の2 [略]</p> <p>2 施設総合管理所長及び県南施設管理所長は、前条の規定により収入の調定をしたときは、<u>施設総合管理所長及び県南施設管理所長に対し収入票により収入命令を発しなければならない。</u></p> <p>3 <u>施設総合管理所長及び県南施設管理所長は、前条の規定により振替収入の調定をしたときは、予算経理担当課長に対し振替票により収入命令を発するとともに、関係書類を送付しなければならない。</u></p> <p>(出納命令)</p> <p>第23条の3 予算経理担当課長は、前条第1項及び第3項の規定による収入命令を受けたときは、次に掲げる事項を審査し、本庁の出納員に対し出納命令を発しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 <u>施設総合管理所長及び県南施設管理所長は、前条第2項の規定により収入命令を受けたときは、前項各号に掲げる事項を審査し、事業所の出納員に対し出納命令を発しなければならない。</u></p> <p>(納入通知書の発行)</p> <p>第24条 <u>管理担当課長並びに施設総合管理所長及び県南施設管理所長は、管理担当課長にあつては予算経理担当課長が前条第1項の規定により出納命令を発したとき、施設総合管理所長及び県南施設管理所長にあつては同条第2項の規定により出納命令を発したときは、速やかに、納入通知書を発行しなければならない。ただし、これにより難しいものは、この限りでない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 管理担当課長並びに施設総合管理所長及び県南施設管理所長は、納入義務者から納入通知書を亡失し、又は損傷した旨の届出を受けたときは、これを再発行しなければならない。この場合においては、当該通知書の余白に「再発行」と朱書し、更に収入票に再発行の旨を付記しなければならない。</p> <p>(収納の手続)</p>

第26条 本庁の出納員が収入票の送付を受けたときは、関係書類を審査し、収納の手続をしなければならない。

(納入義務者からの現金収納)

第28条 出納取扱金融機関等は、納入義務者から収納書を添付して現金の納付を受けたときは、これを領収し、領収書を納入義務者に交付し、領収済通知書は日計表を付して翌日(この日が、金融機関の休日に当たるときは、その翌日以降の直近の金融機関の営業日。次条第2項において同じ。)本庁の出納員に送付(収納取扱金融機関にあっては、出納取扱金融機関を経由して行うものとする。)し、収納書は領収年月日を記載して保管しておかなければならない。

2 [略]

第26条 本庁及び事業所の出納員が収入票の送付を受けたときは、関係書類を審査し、収納の手続をしなければならない。

(納入義務者からの現金収納)

第28条 出納取扱金融機関等は、納入義務者から収納書を添付して現金の納付を受けたときは、これを領収し、領収書を納入義務者に交付し、領収済通知書は日計表を付して翌日(この日が、金融機関の休日に当たるときは、その翌日以降の直近の金融機関の営業日)本庁の出納員に送付(収納取扱金融機関にあっては、出納取扱金融機関を経由して行うものとする。)し、収納書は領収年月日を記載して保管しておかなければならない。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。